

## 【重要なお知らせ(2013年7月30日)】

### メールにおける問い合わせ方法について

当事務所ホームページをご利用頂き、ありがとうございます。

当ホームページ内の「**ご意見・ご質問**」フォームから送信されたメールが、当事務所に着信していない事象が発生しています。

確認したところ、メール送信側のメール環境により、未送信となる場合がある事が判明しました。

当面の間、**当事務所宛にメールを送信される際は、メールソフトにより、下記アドレス宛に直接送信して頂けます様、お願いいたします。**

お手数をかけて恐縮ですが、ご協力の程、お願いいたします。

鳥取河川国道事務所代表アドレス [info-tottori@cgr.mlit.go.jp](mailto:info-tottori@cgr.mlit.go.jp)